

令和8年

第3回選挙管理委員会定例会

日 時	令和8年2月8日(日) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件	議案第23号 投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第24号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第25号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第26号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第27号 選挙人名簿から抹消すべき者について

議案第 23 号

投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 8 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩 本 孝 彦

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年1月28日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

記

投票立会人の選任について

投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第38条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人を別紙のとおり選任するものとする。

議案第 24 号

期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 8 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩 本 孝 彦

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

記

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

第2回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第15号 期日前投票所の投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 25 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 8 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩 本 孝 彦

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

記

投票立会人の選任の変更について

投票立会人の選任の変更について

令和8年1月28日付けで専決処分とされた「投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 26 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 8 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩 本 孝 彦

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年2月5日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

記

投票立会人の選任の変更について

投票立会人の選任の変更について

令和8年1月28日付けで専決処分とされた「投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第27号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和8年2月8日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和8年2月8日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 8 年 1 月 26 日 現在）の名簿登録者数 (A)		43,874	46,476	90,350
抹 消 者	死亡（2 月 8 日まで）	39	43	82
	転出後 2 月 8 日までに4箇月を経過した者 （令和 7 年 10 月 7 日までに転出した者）	29	27	56
	計 (B)	68	70	138
今回（令和 8 年 2 月 8 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		43,806	46,406	90,212